

| 自動車事故報告規則 第二条 | 事故統計記録書(窪田運輸株式会社) | 2018年4月～ 2019年3月 |
|---|-------------------|------------------|
| 事故内容 | 件数 | |
| 1 一号 自動車が転覆、転落し火災が生じた事故 | 0 | |
| 2 一号 踏切に於いて鉄道車両と衝突、接触した事故 | 0 | |
| 3 二号 死者が生じた事故 | 0 | |
| 4 二号 自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号に掲げる障害が発生した事故:★1 | 0 | |
| 5 二号 自動車損害賠償保障法施行令第五条第三号に掲げる障害が発生した事故:★2 | 0 | |
| 6 三号 自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、核物質等が飛散又は漏洩した事故:★3 | 0 | |
| 7 五号 運転者の疾病により、事業用自動車の運転継続が不可能になった事故 | 0 | |
| 8 六号 自動車の装置(★4)の故障により、自動車の運行が出来なくなった事故 | 0 | |
| 9 七号 その他、自動車事故の発生防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて指示した事故 | 0 | |
| 合計 | | 0件 |

| ★1: | 備考 |
|---|--|
| 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの 大腿又は下腿の骨折 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの | |
| ★2: 脊柱の骨折 (★1の傷害を除く) 上腕又は前腕の骨折 (★1の傷害を除く) 内臓の破裂 (★1の傷害を除く) 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの (★1の傷害を除く) 十四日以上病院に入院することを要する傷害 (★1の傷害を除く) | |
| ★3: | 詳細は、自動車事故報告規則第2条三号を参照 |
| ★4: | 原動機及び動力伝達装置 車輪及び車軸、そりその他の走行装置 操縦装置 制動装置 はねその他の緩衝装置 燃料装置及び電気装置 車枠及び車体 連結装置 乗車装置及び物品積載装置 前面ガラスその他の窓ガラス 消音器その他の騒音防止装置 ばい煙、重臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器 警音器その他の警報装置 方向指示器その他の指示装置 後写鏡、曇り取り器その他の視野を確保する装置 速度計、走行距離計その他の計器 消火器その他の防火装置 内圧容器及びその附属装置 その他政令で定める特に必要な自動車の装置 |